

平成23年9月
文化市民局

「京都市地域コミュニティ活性化の推進及び支援に関する条例（仮称）」 骨子（案）に係る市民意見募集の結果について

この度「京都市地域コミュニティ活性化の推進及び支援に関する条例（仮称）」骨子（案）に対する市民意見募集の結果を、以下のとおり、取りまとめました。

1 募集期間

平成23年7月7日（木）～平成23年8月10日（水）

2 御意見数

意見書総数 206 通，意見総数 542 件

3 御意見をいただいた方の属性（計 206 名）

(1) 在住・在勤 市内在住：123名，市在勤：13名，その他・不明：70名

(2) 年齢

20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	その他 不明
4	14	20	17	27	25	6	93

(3) 性別 男性：100名，女性：46名，団体等：5名，不明：55名

(4) 行政区別

北	上京	左京	中京	東山	山科
16	17	21	11	5	6
下京	南	右京	西京	伏見	その他・不明
9	5	9	13	6	88

4 御意見の概要

(1) 条例化全般，目的等に関する御意見<234件>

条例化全般に関する御意見は209件あり，そのうち，「待ち望んでいた条例」，「今の時代，まさに求められている取組」など，条例化の趣旨に賛同する御意見が51件，「あいさつ，ラジオ体操など，わかりやすい取組をしてはどうか」などのコミュニティの活性化の方策等に関する御意見が54件あったほか，わかりやすい表現や用語の明確な定義を求める御意見等を多くいただきました。

一方，「条例により自治会活動を強制されると困る」，「地域コミュニティは自然に発

生し、強固につながっていくことが理想であり、行政が条例でうたうことは逆効果ではないか」など、条例化に否定的な御意見も 17 件ありました。

条例の目的等に関する御意見は 25 件あり、そのうち 23 件が、「もっと具体的に示すべき」など、表現等に関する御意見でした。

(2) 地域住民，事業者，住宅の供給等に関わる方々の役割に関する御意見<170 件>

地域住民の役割に関する御意見は 71 件あり、そのうち「住民が地域の活動に参加し、交流に努めていくことは非常によいこと」といった、骨子案の趣旨に御賛同いただく旨の御意見が 8 件、「災害時に円滑な活動を行うには人と人とのつながりが重要であり、日頃からコミュニケーションを良くする活動が必要」など、地域活動への参加を促す取組に対する御意見・御提案が 16 件ありました。一方、「自治会への加入を強制すると誤解されるような内容、強制されると住みにくくなる」など、地域住民に対する強制を危惧する御意見も 4 件ありました。

事業者の役割に関する御意見は 26 件あり、そのうち骨子案に御賛同いただく旨の御意見が 11 件、モデル職場の設定など、事業者の取組に対する御意見・御提案が 8 件ありました。

住宅の供給等に関わる方々の役割に関する御意見は 73 件あり、「新しく入居される方に地域の状況などを提供することが大事」など、骨子案の趣旨に御賛同いただく旨の御意見が 9 件、「自治会があるということだけでなく、メリットを広く紹介してもらってはどうか」など、具体的な取組等に関する御意見・御提案が 26 件ありました。また、共同住宅建設の際の連絡担当者の届出について努力義務ではなく、義務とすべきだという御意見が 19 件ありました。

(3) 本市等の役割，市の支援策等に関する御意見<81 件>

本市等の役割や市の支援策等に関する御意見は 81 件あり、「自治会のトラブルを仲裁するような機能も設けてほしい」といった相談等に関する御意見 6 件、「支援の担い手として、まちづくりアドバイザーの存在は非常に重要」など、専門家の派遣等に関する御意見 5 件などのほか、自治会運営等に関する手引きの作成等を求める御意見も 4 件ありました。

(4) その他の御意見<57 件>

「高齢化に伴い、地域活動の協力ができなくなっている」、「自治会長のなり手が少ない」といった地域の実情等に関する御意見 30 件のほか、市政に関するその他の御意見等もいただきました。

(※ 別紙『「京都市地域コミュニティ活性化の推進及び支援に関する条例（仮称）」骨子（案）に係る市民意見の内訳及び主な内容』を参照)

5 今後の進め方等

このたびは、市民意見募集について、多くの市民の皆様から条例の趣旨に御賛同いただく旨の御意見をはじめ、たくさんの貴重な御意見・御提案をいただき、誠にありがとうございました。今回いただいた御意見を踏まえ、速やかに条例案を作成し、9月市会に条例案を提案してまいります。

なお、いただいた主な御意見に対する現時点での考え方は、以下のとおりです。

- 共同住宅を新築する際の連絡担当者の届出については、義務化を求める多くの御意見をいただきました。
＜考え方＞地域コミュニティに関する連絡や協議を円滑に行えるようにする仕組みの実効性を担保する観点から、住宅の供給に関わる事業者の方々に過度な負担とならないよう十分留意しつつ、一定規模以上の共同住宅について連絡担当者の届出を義務化してまいりたいと考えております。
- 自治会からの相談に対して、市にもう少し支援してほしいという御意見をいただきました。
＜考え方＞地域コミュニティの活性化に関する相談に対する情報提供、助言だけでなく、市が、相談についての関係者の意見を聴き、調整することとしてまいりたいと考えております。
- 条例化の趣旨に賛同する御意見を多数いただいた一方で、条例によって自治会活動等を強制されるのは困る、といった条例化に否定的な御意見も一部いただきました。
＜考え方＞この条例の趣旨は、決して市民の皆様地域活動等を強制しようとするものではありません。この条例は、地域コミュニティの重要性を市民みんなで共有し、地域コミュニティの推進に関する施策の基本となる事項を定め、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、この条例によって、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの形成を実現してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い致します。
- 文章表現等がわかりにくい、といった御意見を多数いただきました。
＜考え方＞条例案を策定していくに当たって、できるだけ明確かつわかりやすい表現に努めて参ります。また、条例を議会で議決いただいた後には、市民の皆様や事業者の方々へ条例の趣旨や内容を、わかりやすい言葉でお伝えするリーフレットを作成するなど、工夫してまいります。
- その他、条例に基づく具体的な取組や地域の実情に関して、たくさんの御意見・御提案をいただきました。
＜考え方＞これらの御意見・御提案は、今後、条例に基づく計画や施策を検討する際に十分考慮し、反映させてまいります。